指　　示

令和７年９月２２日
給付指 2025-101

「障害年金等の不利益処分等に係る理由記載の充実について」の一部改正

情報提供先	相談センター　☑	社労士会　☑	健保協会　☐	機構健保　☐

目的・趣旨	令和 7 年 8 月 29 日に厚生労働省年金局事業管理課長から「障害年金等の不利益処分等に係る理由記載の充実について」の改正について通知が発出されましたので、その内容をお知らせするとともに、変更する事務処理等をお知らせします。
指示の内容	１　通知の内容（別添１） 令和 5 年 3 月 27 日【給付指 2023-27】「「障害年金等の不利益処分等に係る理由記載の充実について」の一部改正」でお知らせした内容について、この取扱いを一部改正する通知が厚生労働省年金局事業管理課長から発出されました。 今回の改正では、令和 7 年 6 月 11 日「令和 6 年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」において、「理由付記文書について、申請者にとって、よりわかりやすい記載となるよう、ルールを整備し、改正後の事務連絡に基づいた理由付記を徹底する」こととされたことを踏まえ、令和 7 年 8 月 29 日以降に認定をした不利益処分の通知書に添付する理由を記載した文書（以下「理由付記文書」という。）は、より丁寧な内容を記載した改正後のものを添付することとされました。 ２　障害年金センターにおける事務 障害年金センターは、令和 7 年 8 月 29 日以降に認定をした不利益処分の理由付記文書は、別添１に基づき作成を行ってください。 なお、作成に当たっては、障害年金業務支援システムを改修するまでの当分の間、エクセルファイルを使用してください。障害年金業務支援システムに格納する理由付記文書の画像は、認定情報（画像）照会の診断書画像の末尾に格納してください。 ３　年金事務所におけるお客様対応 年金事務所は、障害年金等の不利益処分の対象者から、処分理由等について照会があった場合は、障害年金業務支援システムにより、理由付記等の内容を確認した上で、丁寧に説明してください。令和 7 年 8 月 29 日以降に認定をした理由付記文書は障害年金業

	務支援システムの認定情報（画像）照会の診断書画像の末尾に格納しています。 　新規裁定に係る不支給処分等の場合は、障害年金業務支援システムの認定情報（画像）照会ページの処分通知の画像を確認し、理由付記文書が格納されていない場合は、診断書の画像の末尾を確認してください。 　諸変更に係る減額や停止（新規裁定（遡及認定日請求）の請求日時点での減額や停止の場合を含む）の場合で、障害年金業務支援システムの認定情報（画像）照会ページの処分通知欄に画像ボタンが表示されていない場合は、診断書の画像の末尾を確認してください。 　なお、処分内容の確認が必要な場合は、障害年金センターの該当する診断書の審査担当グループに照会してください。 　また、お客様から今回の改正内容について一般的な照会があった場合は、お客様向けＱ＆Ａ（別添３）を参考に回答してください。 ４　業務処理要領（要領第１９７号）の一部改正 　業務処理要領の改正は追ってお知らせします。
（注意点）	令和 7 年 8 月 29 日以降に認定をした不利益処分の理由付記文書については、障害年金業務支援システムの認定情報（画像）照会の診断書画像の末尾に格納しています。障害年金業務支援システムの認定情報（画像）照会ページの処分通知欄に理由付記文書が格納されていない場合は、診断書の画像の末尾を確認してください。
別添資料	【別添１】令和 7 年 8 月 29 日年管管発 0829 第 1 号「障害年金等の不利益処分等に係る理由記載の充実について」の改正について 【別添２】理由付記文書見本 【別添３】お客様向けＱ＆Ａ

「要報告」の場合	
報告期限	―
報告先	―

テレビ解説対象	□

【別添1】

年管管発０８２９第１号
令 和 ７ 年 ８ 月 ２ ９ 日

日本年金機構年金給付事業部門担当理事　殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（　公　印　省　略　）

「障害年金等の不利益処分等に係る理由記載の充実について」の改正について

標記については、令和５年３月 24 日付年管管発 0324 第 1 号通知により取扱っているところであるが、令和７年６月 11 日「令和６年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」において、「理由付記文書について、申請者にとって、よりわかりやすい記載となるよう、ルールを整備し、改正後の事務連絡に基づいた理由付記を徹底する」こととされたことを踏まえ、今般、令和元年９月 26 日付年管管発 0926 第２号別添を別紙のとおり改正することとしたので通知する。

【別添1】

別紙

「障害年金等の不利益処分等に係る理由記載の充実について」（令和元年９月26日付年管管発0926第２号別添）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

障害年金等の不利益処分等に係る理由記載の充実について

１．概　要

障害年金及び特別障害給付金（以下「障害年金等」という。）については、傷病の種類や症状・病状が個々に異なり、適用した障害認定基準や当該基準に該当する事実関係等も様々である。このため、令和元年 10 月実施分以降、行政手続法第８条及び第 14 条の規定の趣旨[1]に鑑み、障害基礎年金、障害厚生年金及び特別障害給付金に係る不利益処分及び申請により求められた許認可等を拒否する処分（以下「申請拒否処分」という。）を行う場合の理由記載の充実を図ることとした。

こうした対応を実施してきたところであるが、令和７年６月 11 日「令和６年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」において、「理由付記文書について、申請者にとって、よりわかりやすい記載となるよう、ルールを整備し、改正後の事務連絡に基づいた理由付記を徹底する」こととされたことを踏まえ、より丁寧な理由の記載を図る。

[1]参考

・行政手続法第８条の規定の趣旨は、「許認可等の申請に対して行政庁が拒否処分をする場合に、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、申請者の争訟（行政不服申立て、訴訟）提起の便宜をはかるため、拒否処分と同時に、処分理由を申請者に対して示すことを行政庁に義務づけるものである」などとされている。（出典：コンメンタール行政法Ⅰ　行政手続法・行政不服審査法（第２版）　出版：日本評論社 発刊年月：2008 年６月　編著者：室井力、芝池義一、浜川清）

・理由付記の内容については、「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して…拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に…拒否の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係をも当然知りうるような場合を別として、…理由付記として十分でないといわなければならない」とされている。（最判昭 60.1.22 民集 39 巻１号１ページ）

（２）障害認定基準

対象事案における障害種類、制度（基礎年金、厚生年金、特別障害給付金）、不利益処分・申請拒否処分の内容に応じて、当該処分について審査過程上で検討した障害認定基準を記載する。

（削除）

〔記載する認定基準〕

不利益処分等	障害基礎年金	障害厚生年金	特別障害給付金
新規裁定請求			新規認定請求
不支給決定	２級及び３級の認定基準	３級の認定基準 ※障害手当金の認定基準がある場合で、傷病が治った（症状が固定した）障	２級及び３級の認定基準

改　正　前

障害年金等の不利益処分等に係る理由記載の充実について

１．概　要

障害年金及び特別障害給付金（以下「障害年金等」という。）については、傷病の種類や症状・病状が個々に異なり、適用した障害認定基準や当該基準に該当する事実関係等も様々である。このため、行政手続法第８条及び第 14 条の規定の趣旨に鑑み、障害基礎年金、障害厚生年金及び特別障害給付金に係る不利益処分及び申請により求められた許認可等を拒否する処分（以下「申請拒否処分」という。）を行う場合の理由記載の充実を図る。

（新設）

（新設）

（２）障害認定基準

対象事案における障害種類、制度（基礎年金、厚生年金、特別障害給付金）、不利益処分・申請拒否処分の内容に応じて、当該処分について適用した障害認定基準（以下「適用した認定基準」という。）を記載する。

障害認定基準においては上位の等級の範囲が下位の等級の範囲に包含されることを勘案し、新規裁定請求・新規認定請求における不支給決定、再認定における支給停止及び降級による受給資格の消滅又は諸変更における支給停止事由消滅不該当については、当該事案の障害種類における最も下位の障害認定基準を記載する。また、再認定における等級変更（降級）又は諸変更における額改定請求不該当については、従来の等級からの具体的な変更に係る処分であることから、当該処分に関わる具体的な等級の障害認定基準を記載する。

〔記載する認定基準〕

不利益処分等	障害基礎年金	障害厚生年金	特別障害給付金
新規裁定請求			新規認定請求
不支給決定	２級の認定基準	３級の認定基準 ※障害手当金の認定基準がある場合で、傷病が治った（症状が固定した）障	２級の認定基準

【別添1】

			害は、障害手当金の認定基準	
再認定				
	支給停止	２級及び３級の認定基準	３級の認定基準	―
	降級による受給資格の消滅	―	―	２級及び３級の認定基準
	等級変更（降級）			
	審査結果：１級→２級	１級及び２級の認定基準		
	審査結果：１級→３級	―	２級及び３級の認定基準	―
	審査結果：２級→３級	―	２級及び３級の認定基準	―
諸変更				
	額改定請求不該当			
	従来の等級：２級	１級及び２級の認定基準		
	従来の等級：３級	―	２級及び３級の認定基準	―
	支給停止事由消滅不該当	２級及び３級の認定基準	３級の認定基準	―

（３）判断及び判断の根拠となった事項等

（削除）

①判断の記載方法

判断については以下の基本的な記載例を参考に記載する。

〔①　障害基礎年金：新規裁定請求における不支給決定、再認定における支給停止又は諸変更における支給停止事由消滅不該当の基本的な記載例〕

認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、１級及び２級の障害の状態に該当しないと判断しました。

障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

			害は、障害手当金の認定基準	
再認定				
	支給停止	２級の認定基準	３級の認定基準	―
	降級による受給資格の消滅	―	―	２級の認定基準
	等級変更（降級）			
	審査結果：１級→２級	１級の認定基準	１級の認定基準	１級の認定基準
	審査結果：１級→３級	―	２級の認定基準	―
	審査結果：２級→３級	―	２級の認定基準	―
諸変更				
	額改定請求不該当			
	従来の等級：２級	１級の認定基準	１級の認定基準	１級の認定基準
	従来の等級：３級	―	２級の認定基準	―
	支給停止事由消滅不該当	２級の認定基準	３級の認定基準	―

（３）判断の根拠となった事実関係等

ア．必ず記載する事項

（ア）適用した認定基準に明記されている事項について、認定の根拠となる診断書等記載の内容、事実関係を記載する。

（イ）内部障害については、（ア）に加えて、一般状態区分表の区分（ア～オ）、当該区分の状態を記載する。

（ウ）精神障害（てんかんを除く）については、（ア）に加えて、日常生活能力の程度と判定を記載する。

イ．認定基準等に明記されていない個別事項に関して記載する事項

（ア）認定医は、認定基準に明記されていない個別事項に基づき認定の判断を行う場合は、認定の根拠となる診断書等記載の内容、事実関係を認定調書に記載する。

（イ）精神障害、その他の疾患による障害その他適用した認定基準の内容が客観的な指標で明記されていない障害については、認定医は、認定調書等において、認定の根拠となる診断書等記載の内容、事実関係を明示する。

（ウ）認定調書等に認定医による（ア）又は（イ）の記載がある場合は、認定調書等の記載に基づき、その判断の根拠となった事実関係を記載する。

ウ．記載上の注意事項

詳細な事実関係を記載する場合は、そのような事実を立証することができるかにも留意して記載する。

（新設）

【別添1】

〔②　障害厚生年金：新規裁定請求における不支給決定の基本的な記載例〕
〈ア．対象事案に係る障害認定基準に障害手当金がある場合で、傷病が治った（症状が固定した）場合〉
認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、『傷病が治ったもの（症状が固定したもの）』であって、労働が制限を受けるもの、又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、１級、２級、３級及び障害手当金の障害の状態に該当しないと判断しました。
　障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

〈イ．対象事案に係る障害認定基準に障害手当金がない場合、又は傷病が治らない（症状が固定していない）場合〉
認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、労働が著しい制限を受けるか、若しくは労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの、又は『傷病が治らないもの（症状が固定していないもの）』であって、労働が制限を受けるもの、若しくは労働に制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、１級、２級及び３級の障害の状態に該当しないと判断しました。
　障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

〔③　障害厚生年金：再認定における支給停止又は諸変更における支給停止事由消滅不該当の基本的な記載例〕
認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、労働が著しい制限を受けるか、若しくは労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの、又は『傷病が治らないもの（症状が固定していないもの）』であって、労働が制限を受けるもの、若しくは労働に制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、１級、２級及び３級の障害の状態に該当しないと判断しました。
　障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

〔④　特別障害給付金：新規認定請求における不支給決定、再認定における降級による受給資格の消滅の基本的な記載例〕
認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、１級及び２級の障害の状態に該当しないと判断しました。
　障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

〔⑤　再認定における等級変更（降級）又は諸変更における額改定請求不該当の基本的な記載例〕
〈ア．１級→２級の降級、又は、２級からの昇級を認めない場合〉
認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとは認められませんので、１級の障害の状態に該当しないと判断しました。
　障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

〈イ．１級→３級の降級、又は、３級からの昇級を認めない場合〉
認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、１級及び２級の障害の状態に該当しないと判断しました。
　障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

〈ウ．２級→３級の降級の場合〉 認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、２級の障害の状態に該当しないと判断しました。 障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。 ②　判断の根拠となった事項等の記載方法 判断の根拠となった事項等については、以下の内容を記載する。 ア．必ず記載する事項 (ア)適用した認定基準に明記されている事項について、認定の根拠となる診断書等記載の内容及び事実関係を記載する。そのうえで、決定した等級との関係上、どのような判断要素であったのかについて記載する。 (イ)精神障害（てんかんを除く）については、(ア）に加えて、ガイドラインに定める「総合評価の際に考慮すべき要素の例」のうち、考慮した要素についても記載する。 イ．決定した障害等級の判断要素となるものについて記載する事項 以下の事項については､決定した障害等級の判断要素となるものを記載する。 （ア）内部障害の一般状態区分表の区分（ア～オ)、当該区分の状態 （イ）精神障害（てんかんを除く）の診断書における日常生活能力の程度、日常生活能力の判定及びガイドラインに定める障害等級の目安 ウ．認定基準等に明記されていない個別事項に関して記載する事項 (ア)認定医は、認定基準に明記されていない個別事項に基づき認定の判断を行う場合は、認定の根拠となる診断書等記載の内容、事実関係を認定調書に記載する。 (イ)精神障害、その他の疾患による障害その他適用した認定基準の内容が客観的な指標で明記されていない障害については、認定医は、認定調書等において、認定の根拠となる診断書等記載の内容、事実関係を明示する。 (ウ)認定調書等に認定医による（ア）又は（イ）の記載がある場合は、認定調書等の記載に基づき、その判断の根拠となった事実関係を記載する。そのうえで、当該内容が、決定した等級との関係上、どのような判断要素であったかを記載する。 エ．記載上の注意事項 詳細な事実関係を記載する場合は、そのような事実を立証することができるかにも留意して記載する。 （４）判断 （削除）	（４）判断 （１）～（３）に基づき、障害等級の認定に関する判断結果を記載する。 〔①　障害基礎年金：新規裁定請求における不支給決定、再認定における支給停止又は諸変更における支給停止事由消滅不該当の基本的な記載例〕 以上のことから総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、１級及び２級の障害の状態に該当しないと判断しました。 〔②　障害厚生年金：新規裁定請求における不支給決定の基本的な記載例〕 〈ア．対象事案に係る障害認定基準に障害手当金がある場合で、傷病が治った（症状が固定した）場合〉 以上のことから総合的に判断すると、あなたの障害の程度は､『傷病が治ったもの（症状が固定したもの)』であって、労働が制限を受けるもの、又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、１級、２級、３級及び障害手当金の障害の状態に該当しないと判断しました。 〈イ．対象事案に係る障害認定基準に障害手当金がない場合、又は傷病が治らない（症状が固定していない）場合〉 以上のことから総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、労働が著しい制限を受けるか、若しくは労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの、又は『傷病が治らないもの（症状が固定していないもの)』であって、労働が制限を受けるもの、若しくは労働に制限を加えることを必要とする程

	度のものとは認められませんので、１級、２級及び３級の障害の状態に該当しないと判断しました。 〔③　障害厚生年金：再認定における支給停止又は諸変更における支給停止事由消滅不該当の基本的な記載例〕 以上のことから総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、労働が著しい制限を受けるか、若しくは労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの、又は『傷病が治らないもの（症状が固定していないもの）』であって、労働が制限を受けるもの、若しくは労働に制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、１級、２級及び３級の障害の状態に該当しないと判断しました。 〔④　特別障害給付金：新規認定請求における不支給決定、再認定における降級による受給資格の消滅の基本的な記載例〕 以上のことから総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、１級及び２級の障害の状態に該当しないと判断しました。 〔⑤　再認定における等級変更（降級）又は諸変更における額改定請求不該当の基本的な記載例〕 〈ア．１級→２級の降級、又は、２級からの昇級を認めない場合〉 以上のことから総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとは認められませんので、１級の障害の状態に該当しないと判断しました。 〈イ．１級→３級の降級、又は、３級からの昇級を認めない場合〉 以上のことから総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、１級及び２級の障害の状態に該当しないと判断しました。 〈ウ．２級→３級の降級の場合〉 以上のことから総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、２級の障害の状態に該当しないと判断しました。
（１）個別の障害に係る理由付記文書の記載事項 個別の障害に係る「認定方法」及び「判断の根拠となった事項等」については、「３．理由付記文書の記載内容（併合認定を行わなかった場合）」に沿ってそれぞれ記載する。 個別の障害に係る「障害認定基準」及び「判断」については、併合認定の結果を踏まえて記載する必要があるので、原則として、別表の区分に沿って記載を行う。	（１）個別の障害に係る理由付記文書の記載事項 個別の障害に係る「認定方法」及び「判断の根拠となった事実関係等」については、「３．理由付記文書の記載内容（併合認定を行わなかった場合）」に沿ってそれぞれ記載する。 個別の障害に係る「障害認定基準」及び「判断」については、併合認定の結果を踏まえて記載する必要があるので、原則として、別表の区分に沿って記載を行う。
５．実施スケジュール （４）令和７年８月２９日以降実施分 令和７年８月２９日以降に認定する障害年金等について、改正後の通知に基づいた理由付記文書の送付を行う。	５．実施スケジュール （新設）
別表 併合認定を行った場合の不利益処分等について、併合認定の結果に係る理由付記文書及び個別障害に係る理由付記文書に記載する認定基準	別表 併合認定を行った場合の不利益処分等について、併合認定の結果に係る理由付記文書及び個別障害に係る理由付記文書に記載する認定基準
新規裁定請求 併合：２級の認定基準　〔①〕 個別：２級及び３級の認定基準　〔①〕	新規裁定請求 併合：２級の認定基準　〔①〕 個別：２級の認定基準　〔①〕
支給停止 併合：２級の認定基準　〔①〕 個別：２級及び３級の認定基準　〔①〕	支給停止 併合：２級の認定基準　〔①〕 個別：２級の認定基準　〔①〕
等級変更（降級）	等級変更（降級）

【別添1】

併合	１級の認定基準　〔⑤ア〕
個別	個別２級：１級及び２級の認定基準　〔⑤ア〕 個別２級非該当：２級及び３級の認定基準　〔①〕
併合	２級の認定基準　〔⑤イ〕
個別	個別２級非該当：２級及び３級の認定基準　〔①〕
併合	２級の認定基準　〔⑤ウ〕
個別	個別２級非該当：２級及び３級の認定基準　〔①〕

等級変更（降級）

併合	１級の認定基準　〔⑤ア〕
個別	個別２級：１級及び２級の認定基準　〔⑤ア〕 個別３級：２級及び３級認定基準　〔⑤イ〕 個別３級非該当：３級の認定基準　〔③〕
併合	２級の認定基準　〔⑤イ〕
個別	個別３級：２級及び３級の認定基準〔⑤イ〕 個別３級非該当：３級の認定基準　〔③〕
併合	２級の認定基準　〔⑤ウ〕
個別	個別３級：２級及び３級の認定基準　〔⑤ウ〕 個別３級非該当：３級の認定基準　〔③〕

額改定請求不該当

併合	１級の認定基準　〔⑤ア〕
個別	個別２級：１級及び２級の認定基準　〔⑤ア〕 個別２級非該当：２級及び３級の認定基準　〔①〕

併合	１級の認定基準　〔⑤ア〕
個別	個別２級：１級及び２級の認定基準　〔⑤ア〕 個別３級：２級及び３級の認定基準　〔⑤イ〕 個別３級非該当：３級の認定基準　〔③〕
併合	２級の認定基準　〔⑤イ〕
個別	個別３級：２級及び３級の認定基準　〔⑤イ〕 個別３級非該当：３級の認定基準　〔③〕

支給停止事由消滅不該当

併合	２級の認定基準〔①〕
個別	２級及び３級の認定基準〔①〕

不利益処分等			特別障害給付金
新規認定請求			
	不支給決定	併合	２級の認定基準　〔④〕
		個別	２級及び３級の認定基準　〔④〕
再認定			
	降級による受給資格の消滅	併合	２級の認定基準　〔④〕
		個別	２級及び３級の認定基準　〔④〕
	等級変更（降級）		
	審査結果：１級→２級	併合	１級の認定基準　〔⑤ア〕
		個別	個別２級：１級及び２級の認定基準　〔⑤ア〕

併合	１級の認定基準　〔⑤ア〕
個別	個別２級：１級の認定基準　〔⑤ア〕 個別２級非該当：２級の認定基準　〔①〕
併合	２級の認定基準　〔⑤イ〕
個別	個別２級非該当：２級の認定基準　〔①〕
併合	２級の認定基準　〔⑤ウ〕
個別	個別２級非該当：２級の認定基準　〔①〕

等級変更（降級）

併合	１級の認定基準　〔⑤ア〕
個別	個別２級：１級の認定基準　〔⑤ア〕 個別３級：２級の認定基準　〔⑤イ〕 個別３級非該当：３級の認定基準　〔③〕
併合	２級の認定基準　〔⑤イ〕
個別	個別３級：２級の認定基準〔⑤イ〕 個別３級非該当：３級の認定基準　〔③〕
併合	２級の認定基準　〔⑤ウ〕
個別	個別３級：２級の認定基準　〔⑤ウ〕 個別３級非該当：３級の認定基準　〔③〕

額改定請求不該当

併合	１級の認定基準　〔⑤ア〕
個別	個別２級：１級の認定基準　〔⑤ア〕 個別２級非該当：２級の認定基準　〔①〕

併合	１級の認定基準　〔⑤ア〕
個別	個別２級：１級の認定基準　〔⑤ア〕 個別３級：２級の認定基準　〔⑤イ〕 個別３級非該当：３級の認定基準　〔③〕
併合	２級の認定基準　〔⑤イ〕
個別	個別３級：２級の認定基準　〔⑤イ〕 個別３級非該当：３級の認定基準　〔③〕

支給停止事由消滅不該当

併合	２級の認定基準〔①〕
個別	２級の認定基準〔①〕

不利益処分等			特別障害給付金
新規認定請求			
	不支給決定	併合	２級の認定基準　〔④〕
		個別	２級の認定基準　〔④〕
再認定			
	降級による受給資格の消滅	併合	２級の認定基準　〔④〕
		個別	２級の認定基準　〔④〕
	等級変更（降級）		
	審査結果：１級→２級	併合	１級の認定基準　〔⑤ア〕
		個別	個別２級：１級の認定基準　〔⑤ア〕 個別２級非該当：２級の認定基準　〔④〕

【別添1】

			個別２級非該当：２級及び３級の認定基準 〔④〕
	審査結果：１級→３級	併合	２級の認定基準 〔⑤イ〕
		個別	個別２級非該当：２級及び３級の認定基準 〔④〕
	審査結果：２級→３級	併合	２級の認定基準〔⑤ウ〕
		個別	個別２級非該当：２級及び３級の認定基準 〔④〕
諸変更			
額改定請求不該当			
	従来の等級：２級	併合	１級の認定基準 〔⑤ア〕
		個別	個別２級：１級及び２級の認定基準 〔⑤ア〕 個別２級非該当：２級及び３級の認定基準 〔④〕
	従来の等級：３級	—	
支給停止事由消滅不該当		—	

	審査結果：１級→３級	併合	２級の認定基準 〔⑤イ〕
		個別	個別２級非該当：２級の認定基準 〔④〕
	審査結果：２級→３級	併合	２級の認定基準 〔⑤ウ〕
		個別	個別２級非該当：２級の認定基準 〔④〕
諸変更			
額改定請求不該当			
	従来の等級：２級	併合	１級の認定基準 〔⑤ア〕
		個別	個別２級：１級の認定基準 〔⑤ア〕 個別２級非該当：２級の認定基準 〔④〕
	従来の等級：３級	—	
支給停止事由消滅不該当		—	

【別添1】

（改正後全文）

年管管発 0926 第２号
令和元年９月 26 日

日本年金機構年金給付事業部門担当理事　殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（公　印　省　略）

障害年金等の不利益処分等に係る理由記載の充実について

今般、行政手続法第８条及び第 14 条の規定の趣旨に鑑み、障害基礎年金、障害厚生年金及び特別障害給付金（以下「障害年金等」という。）に係る不利益処分及び申請により求められた許認可等を拒否する処分を行う場合の理由記載の充実を図るため、別添「障害年金等の不利益処分等に係る理由記載の充実について」を定めたので、遺漏なきよう適切に対応願いたい。

なお、障害年金等の不利益処分等に係る理由記載の充実について、市区町村、共済組合、社会保険労務士会連合会及び診療関係者団体に周知することとしていることを申し添える。

別　添

障害年金等の不利益処分等に係る理由記載の充実について

1．概　要

障害年金及び特別障害給付金（以下「障害年金等」という。）については、傷病の種類や症状・病状が個々に異なり、適用した障害認定基準や当該基準に該当する事実関係等も様々である。このため、令和元年 10 月実施分以降、行政手続法第8条及び第 14 条の規定の趣旨[1]に鑑み、障害基礎年金、障害厚生年金及び特別障害給付金に係る不利益処分及び申請により求められた許認可等を拒否する処分（以下「申請拒否処分」という。）を行う場合の理由記載の充実を図ることとした。

こうした対応を実施してきたところであるが、令和7年6月 11 日「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」において、「理由付記文書について、申請者にとって、よりわかりやすい記載となるよう、ルールを整備し、改正後の事務連絡に基づいた理由付記を徹底する」こととされたことを踏まえ、より丁寧な理由の記載を図る。

2．対象とする処分

処分理由を付記する不利益処分又は申請拒否処分は、以下のとおりとする。

（1）新規裁定請求・新規認定請求〔申請拒否処分〕

以下のいずれかに該当し、障害年金等の不支給を決定した場合

- 障害基礎年金の申請者について、1級又は2級のいずれにも該当しない
- 障害厚生年金の申請者について、1級、2級、3級又は障害手当金のいずれにも該当しない
- 特別障害給付金の申請者について、1級又は2級のいずれにも該当しない

（2）再認定

ア．支給停止〔不利益処分〕

以下のいずれかに該当し、障害年金の支給を停止した場合

- 障害基礎年金の受給権者について、1級又は2級のいずれにも該当しない
- 障害厚生年金の受給権者について、1級、2級又は3級のいずれにも該当しない

イ．等級変更（降級）〔不利益処分〕

以下のいずれかのとおり、障害の状態が軽減し、障害等級を変更（降級）する場合

- 1級の障害基礎年金の受給権者について、2級に変更（降級）する

---

[1] 参考

- 行政手続法第 8 条の規定の趣旨は、「許認可等の申請に対して行政庁が拒否処分をする場合に、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、申請者の争訟（行政不服申立て、訴訟）提起の便宜をはかるため、拒否処分と同時に、処分理由を申請者に対して示すことを行政庁に義務づけるものである」などとされている。（出典：コンメンタール行政法Ⅰ 行政手続法・行政不服審査法（第2版） 出版：日本評論社 発刊年月：2008 年 6 月 編著者：室井力、芝池義一、浜川清）
- 理由付記の内容については、「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して…拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に…拒否の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係をも当然知りうるような場合を別として、…理由付記として十分でないといわなければならない」とされている。（最判昭 60.1.22 民集 39 巻1号1ページ）

- １級の障害厚生年金の受給権者について、２級に変更（降級）する
- １級の障害厚生年金の受給権者について、３級に変更（降級）する
- ２級の障害厚生年金の受給権者について、３級に変更（降級）する
- １級の特別障害給付金の受給資格者について、２級に変更（降級）する。

ウ．　降級による受給資格の消滅〔不利益処分〕

以下のとおり、障害の状態が軽減し、受給資格が消滅した場合

- 特別障害給付金の受給資格者について、１級又は2級のいずれにも該当しない

（３）諸変更

ア．額改定不該当〔申請拒否処分〕

以下のいずれかのとおり、障害状態の増進による額改定の請求に対して、障害等級を変更（昇級）しない場合

- ２級の障害基礎年金の受給権者について、１級に変更（昇級）しない
- ２級の障害厚生年金の受給権者について、１級に変更（昇級）しない
- ３級の障害厚生年金の受給権者について、１級又は2級に変更（昇級）しない
- ２級の特別障害給付金の受給資格者について、１級に変更（昇級）しない

イ．支給停止事由消滅不該当〔申請拒否処分〕

以下のいずれかのとおり、障害状態の増進による支給停止事由消滅の届出に対して、支給停止を解除しない場合

- 障害基礎年金の受給権者について、１級又は2級のいずれにも該当しない
- 障害厚生年金の受給権者について、１級、２級又は3級のいずれにも該当しない

※　新規裁定請求・新規認定請求に対して支給決定した場合の１級以外の等級判定（具体には、２級の障害基礎年金、２級若しくは３級の障害厚生年金又は障害手当金及び２級の特別障害給付金の決定）については、以下の理由から、申請拒否処分には当たらず、行政手続法第８条による理由付記義務付けの対象とはならない。

（理由）

国民年金法、厚生年金保険法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律は、支給要件を満たしたときは、障害年金等を支給する旨（国民年金法第 30 条第１項等）又は障害年金等の支給を請求することができる旨（同法第 30 条の２第１項等）を規定しており、年金請求書及び特別障害給付金請求書においても、申請者が障害等級を指定して請求することとはされていない。このため、障害給付（障害基礎年金、障害厚生年金、障害手当金）及び特別障害給付金の請求に対して支給決定を行った場合は、申請者の申請を認可していることになるため、当該場合における１級以外の等級を判定した処分については、申請拒否処分には当たらない。

3．理由付記文書の記載内容（併合認定を行わなかった場合）

処分通知書の別紙として理由付記文書を添付する。理由付記文書には、以下の事項を記載する。

（１）認定方法

障害の種類別に、障害の程度（障害等級）の認定の考え方を記載する。

〔①　内部障害、肢体の機能の障害及び精神障害（てんかん）の記載例〕

障害の程度は、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表第１及び国民年金・厚生年金保険障害認定基準に基づき、様々な要素を考慮のうえで、総合的に認定することとしています。

〔②　外部障害（肢体の機能の障害を除く）及び神経系統障害の記載例〕

障害の程度は、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表第１・２及び国民年金・厚生年金保険障害認定基準に基づき、様々な要素を考慮のうえで、総合的に認定することとしています。

〔③　精神障害（てんかんを除く）の記載例〕

〈ア．症状性を含む器質性精神障害以外の場合〉

障害の程度は、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表第１、国民年金・厚生年金保険障害認定基準及び国民年金・厚生年金保険精神の障害に係る等級判定ガイドラインに基づき、様々な要素を考慮のうえで、総合的に認定することとしています。

〈イ．症状性を含む器質性精神障害の場合〉

障害の程度は、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表第１・２、国民年金・厚生年金保険障害認定基準及び国民年金・厚生年金保険精神の障害に係る等級判定ガイドラインに基づき、様々な要素を考慮のうえで、総合的に認定することとしています。

（２）障害認定基準

対象事案における障害種類、制度（基礎年金、厚生年金、特別障害給付金）、不利益処分・申請拒否処分の内容に応じて、当該処分について審査過程上で検討した障害認定基準を記載する。

上記の基本的考え方の下、原則として、下表の区分に沿って、適用した認定基準を記載する。

〔記載する認定基準〕

不利益処分等	障害基礎年金	障害厚生年金	特別障害給付金
新規裁定請求			新規認定請求
不支給決定	２級及び３級の認定基準	３級の認定基準 ※障害手当金の認定基準がある場合で、傷病が治った（症状が固定した）障害は、障害手当金の認定基準	２級及び３級の認定基準
再認定			
支給停止	２級及び３級の認定基準	３級の認定基準	－

	降級による受給資格の消滅	―	―	2級及び3級の認定基準
	等級変更（降級）			
	審査結果：1級→2級	1級及び2級の認定基準		
	審査結果：1級→3級	―	2級及び3級の認定基準	―
	審査結果：2級→3級	―	2級及び3級の認定基準	―
	諸変更			
	額改定請求不該当			
	従来の等級：2級	1級及び2級の認定基準		
	従来の等級：3級	―	2級及び3級の認定基準	―
	支給停止事由消滅不該当	2級及び3級の認定基準	3級の認定基準	―

（3）判断及び判断の根拠となった事項等

①判断の記載方法

判断については以下の基本的な記載例を参考に記載する。

〔①　障害基礎年金：新規裁定請求における不支給決定、再認定における支給停止又は諸変更における支給停止事由消滅不該当の基本的な記載例〕

　認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、1級及び2級の障害の状態に該当しないと判断しました。

　障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

〔②　障害厚生年金：新規裁定請求における不支給決定の基本的な記載例〕

〈ア．対象事案に係る障害認定基準に障害手当金がある場合で、傷病が治った（症状が固定した）場合〉

　認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、『傷病が治ったもの（症状が固定したもの）』であって、労働が制限を受けるもの、又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、1級、2級、3級及び障害手当金の障害の状態に該当しないと判断しました。

　障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

〈イ．対象事案に係る障害認定基準に障害手当金がない場合、又は傷病が治らない（症状が固定していない）場合〉

認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、労働が著しい制限を受けるか、若しくは労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの、又は『傷病が治らないもの（症状が固定していないもの）』であって、労働が制限を受けるもの、若しくは労働に制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、１級、２級及び３級の障害の状態に該当しないと判断しました。

障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

〔③　障害厚生年金：再認定における支給停止又は諸変更における支給停止事由消滅不該当の基本的な記載例〕

認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、労働が著しい制限を受けるか、若しくは労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの、又は『傷病が治らないもの（症状が固定していないもの）』であって、労働が制限を受けるもの、若しくは労働に制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、１級、２級及び３級の障害の状態に該当しないと判断しました。

障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

〔④　特別障害給付金：新規認定請求における不支給決定、再認定における降級による受給資格の消滅の基本的な記載例〕

認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、１級及び２級の障害の状態に該当しないと判断しました。

障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

〔⑤　再認定における等級変更（降級）又は諸変更における額改定請求不該当の基本的な記載例〕

〈ア．１級→２級の降級、又は、２級からの昇級を認めない場合〉

認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとは認められませんので、１級の障害の状態に該当しないと判断しました。

障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

〈イ．１級→３級の降級、又は、３級からの昇級を認めない場合〉

認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必

要とする程度のものとは認められませんので、1級及び2級の障害の状態に該当しないと判断しました。
　障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

〈ウ．2級→3級の降級の場合〉
認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、2級の障害の状態に該当しないと判断しました。
　障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

② 判断の根拠となった事項等の記載方法

判断の根拠となった事項等については、以下の内容を記載する。

ア． 必ず記載する事項

（ア）適用した認定基準に明記されている事項について、認定の根拠となる診断書等記載の内容及び事実関係を記載する。そのうえで、決定した等級との関係上、どのような判断要素であったのかについて記載する。

（イ）精神障害（てんかんを除く）については、（ア）に加えて、ガイドラインに定める「総合評価の際に考慮すべき要素の例」のうち、考慮した要素についても記載する。

イ． 決定した障害等級の判断要素となるものについて記載する事項

以下の事項については、決定した障害等級の判断要素となるものを記載する。

（ア）内部障害の一般状態区分表の区分（ア～オ）、当該区分の状態

（イ）精神障害（てんかんを除く）の診断書における日常生活能力の程度、日常生活能力の判定及びガイドラインに定める障害等級の目安

ウ． 認定基準等に明記されていない個別事項に関して記載する事項

（ア）認定医は、認定基準に明記されていない個別事項に基づき認定の判断を行う場合は、認定の根拠となる診断書等記載の内容、事実関係を認定調書に記載する。

（イ）精神障害、その他の疾患による障害その他適用した認定基準の内容が客観的な指標で明記されていない障害については、認定医は、認定調書等において、認定の根拠となる診断書等記載の内容、事実関係を明示する。

（ウ）認定調書等に認定医による（ア）又は（イ）の記載がある場合は、認定調書等の記載に基づき、その判断の根拠となった事実関係を記載する。そのうえで、当該内容が、決定した等級との関係上、どのような判断要素であったかを記載する。

エ． 記載上の注意事項

詳細な事実関係を記載する場合は、そのような事実を立証することができるかにも留意して記載する。

4. 理由付記文書の記載内容（併合認定を行った場合）

2つ以上の障害を有する場合の障害の程度の認定は、障害認定基準の併合等認定基準に基づき、すべての障害を併合して認定を行っている。このため、併合認定を行った場合は、提出された診断書を単位として個別の障害に係る理由付記文書を作成するとともに、併合認定の方法と判断結果を記載した理由付記文書を作成し、処分通知書の別紙としてこれら全ての文書を添付する。

個別の障害に係る理由付記文書及び併合認定の結果に係る理由付記文書には、以下の事項を記載する。

（1）個別の障害に係る理由付記文書の記載事項

個別の障害に係る「認定方法」及び「判断の根拠となった事項等」については、「3. 理由付記文書の記載内容（併合認定を行わなかった場合）」に沿ってそれぞれ記載する。

個別の障害に係る「障害認定基準」及び「判断」については、併合認定の結果を踏まえて記載する必要があるので、原則として、別表の区分に沿って記載を行う。

（2）併合認定の結果に係る理由付記文書の記載事項

個別の障害に係る判断及び併合認定基準に基づき、「併合認定による認定方法」及び「併合認定による判断」について記載する。

ア. 併合認定による認定方法

併合認定に係る一般的な認定方法を記載する。

〔併合認定による認定方法の基本的な記載例〕

2つ以上の障害を有する場合の障害の程度は、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表第1及び国民年金・厚生年金保険障害認定基準に基づき、すべての障害を併合して認定することとしています。

※ 障害厚生年金の不支給を決定した場合で、個別の障害において障害手当金の認定基準を記載している場合

2つ以上の障害を有する場合の障害の程度は、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表第1・2及び国民年金・厚生年金保険障害認定基準に基づき、すべての障害を併合して認定することとしています。

イ. 併合認定による判断

原則として、別表の区分に沿って、併合認定による判断結果を記載する。

〔① 障害基礎年金：新規裁定請求における不支給決定、再認定における支給停止又は諸変更における支給停止事由消滅不該当の基本的な記載例〕

前記の障害を併合して判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、1級及び2級の障害の状態に該当しないと判断しました。

〔② 障害厚生年金：新規裁定請求における不支給決定の基本的な記載例〕

〈ア. 個別の障害において障害手当金の認定基準を記載している場合〉

前記の障害を併合して判断すると、あなたの障害の程度は、『傷病が治ったもの（症状が固定したもの）』であって、労働が制限を受けるもの、又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、1級、2級、3級及び障害手当金の障害の状態に該当しないと判断しました。

〈イ．個別の障害において障害手当金の認定基準を記載していない場合〉

前記の障害を併合して判断すると、あなたの障害の程度は、労働が著しい制限を受けるか、若しくは労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの、又は『傷病が治らないもの（症状が固定していないもの）』であって、労働が制限を受けるもの、若しくは労働に制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、1級、2級及び3級の障害の状態に該当しないと判断しました。

〔③　障害厚生年金：再認定における支給停止又は諸変更における支給停止事由消滅不該当の基本的な記載例〕

前記の障害を併合して判断すると、あなたの障害の程度は、労働が著しい制限を受けるか、若しくは労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの、又は『傷病が治らないもの（症状が固定していないもの）』であって、労働が制限を受けるもの、若しくは労働に制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、1級、2級及び3級の障害の状態に該当しないと判断しました。

〔④　特別障害給付金：新規認定請求における不支給決定、再認定における降級による受給資格の消滅の基本的な記載例〕

前記の障害を併合して判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、1級及び2級の障害の状態に該当しないと判断しました。

〔⑤　再認定における等級変更（降級）又は諸変更における額改定請求不該当の基本的な記載例〕

〈ア．1級→2級の降級、又は、2級からの昇級を認めない場合〉

前記の障害を併合して判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとは認められませんので、1級の障害の状態に該当しないと判断しました。

〈イ．1級→3級の降級、又は、3級からの昇級を認めない場合〉

前記の障害を併合して判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、1級及び2級の障害の状態に該当しないと判断しました。

〈ウ．2級→3級の降級の場合〉

前記の障害を併合して判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、2級の障害の状態に該当しないと判断しました。

※「①　障害基礎年金」は、個別の障害がいずれも障害基礎年金の対象である場合に限る。

※「②・③　障害厚生年金」は、個別の障害がいずれも障害厚生年金の対象である場合、又は障害基礎年金の対象と障害厚生年金の対象の組合せである場合である。

※「④　特別障害給付金」は、個別の障害がいずれも特別障害給付金の対象である場合に限る。

5. 実施スケジュール

（1）令和元年10月実施分

障害基礎年金及び障害厚生年金の再認定及び諸変更に係る対象とする処分のうち、精神障害及び腎臓・肝臓・糖尿病に係る障害で、令和元年10月1日以降に認定するものについて、理由付記文書の送付を行う。なお、上記の傷病であっても複数の障害が併発している事案、新規裁定請求に関する事案に係る処分は、対象外とする。

（2）令和2年4月実施分

令和2年4月1日以降に認定する障害基礎年金及び障害厚生年金の対象処分のすべてについて、理由付記文書の送付を行う。

（3）令和5年4月実施分

令和5年4月1日以降に認定する特別障害給付金の対象処分のすべてについて、理由付記文書の送付を行う。

（4）令和7年8月29日以降実施分

令和7年8月29日以降に認定する障害年金等について、改正後の通知に基づいた理由付記文書の送付を行う。

6. 実施に当たっての留意事項

（1） 適切な理由記載に資するよう、障害等級の認定に当たって考慮した要素等の明示、認定医判断の根拠となった要素等の認定調書への記載などについて、認定医に周知する。なお、認定医への周知については、認定医会議等を活用しながら、厚生労働省年金局及び日本年金機構が緊密に連携しつつ、実施する。

（2） 診断書、病歴・就労状況等申立書、認定調書等は、障害等級等決定に当たって重要な証跡となるものであるから、文書管理規程等に基づき、適切に保管する。

（3） 理由付記文書は、処分通知書に同封して送付する。なお、理由付記文書には申請者の機微な情報が記載されていることから、誤封入・誤送付を発生させない措置を講じる。

（4） 理由付記文書が複数枚になる場合は、申請者が理由付記文書の前後関係を認識できるよう、一式をホッチキスで綴じる、又は、ページを付すなどの措置を講じる。

【別添1】

別表 併合認定を行った場合の不利益処分等について、併合認定の結果に係る理由付記文書及び個別障害に係る理由付記文書に記載する認定基準

1．記載する認定基準

不利益処分等			障害基礎年金		障害厚生年金
新規裁定請求					
	不支給決定	併合	2級の認定基準〔①〕	併合	3級の認定基準〔②イ〕 ※個別障害において障害手当金の認定基準を記載している場合は、障害手当金の認定基準〔②ア〕
		個別	2級及び3級の認定基準〔①〕	個別	3級の認定基準〔②イ〕 ※障害手当金の認定基準がある場合で、傷病が治った（症状が固定した）障害は、障害手当金の認定基準〔②ア〕
再認定					
	支給停止	併合	2級の認定基準〔①〕	併合	3級の認定基準〔③〕
		個別	2級及び3級の認定基準〔①〕	個別	3級の認定基準〔③〕
	等級変更（降級）				
	審査結果：1級→2級	併合	1級の認定基準〔⑤ア〕	併合	1級の認定基準〔⑤ア〕
		個別	個別2級：1級及び2級の認定基準〔⑤ア〕 個別2級非該当：2級及び3級の認定基準〔①〕	個別	個別2級：1級及び2級の認定基準〔⑤ア〕 個別3級：2級及び3級の認定基準〔⑤イ〕 個別3級非該当：3級の認定基準〔③〕
	審査結果：1級→3級	併合	2級の認定基準〔⑤イ〕	併合	2級の認定基準〔⑤イ〕
		個別	個別2級非該当：2級及び3級の認定基準〔①〕	個別	個別3級：2級及び3級の認定基準〔⑤イ〕 個別3級非該当：3級の認定基準〔③〕
	審査結果：2級→3級	併合	2級の認定基準〔⑤ウ〕	併合	2級の認定基準〔⑤ウ〕
		個別	個別2級非該当：2級及び3級の認定基準〔①〕	個別	個別3級：2級及び3級の認定基準〔⑤ウ〕 個別3級非該当：3級の認定基準〔③〕
諸変更					
	額改定請求不該当				
	従来の等級：2級	併合	1級の認定基準〔⑤ア〕	併合	1級の認定基準〔⑤ア〕
		個別	個別2級：1級及び2級の認定基準〔⑤ア〕 個別2級非該当：2級及び3級の認定基準〔①〕	個別	個別2級：1級及び2級の認定基準〔⑤ア〕 個別3級：2級及び3級の認定基準〔⑤イ〕 個別3級非該当：3級の認定基準〔③〕
	従来の等級：3級	―		併合	2級の認定基準〔⑤イ〕
				個別	個別3級：2級及び3級の認定基準〔⑤イ〕 個別3級非該当：3級の認定基準〔③〕
	支給停止事由消滅不該当	併合	2級の認定基準〔①〕	併合	3級の認定基準〔③〕
		個別	2級及び3級の認定基準〔①〕	個別	3級の認定基準〔③〕

【別添1】

不利益処分等			特別障害給付金
新規認定請求			
	不支給決定	併合	2級の認定基準〔④〕
		個別	2級及び3級の認定基準〔④〕
再認定			
	降級による受給資格の消滅	併合	2級の認定基準〔④〕
		個別	2級及び3級の認定基準〔④〕
	等級変更（降級）		
		審査結果：1級→2級	併合	1級の認定基準〔⑤ア〕
			個別	個別2級：1級及び2級の認定基準〔⑤ア〕 個別2級非該当：2級及び3級の認定基準〔④〕
		審査結果：1級→3級	併合	2級の認定基準〔⑤イ〕
			個別	個別2級非該当：2級及び3級の認定基準〔④〕
		審査結果：2級→3級	併合	2級の認定基準〔⑤ウ〕
			個別	個別2級非該当：2級及び3級の認定基準〔④〕
諸変更			
	額改定請求不該当		
		従来の等級：2級	併合	1級の認定基準〔⑤ア〕
			個別	個別2級：1級及び2級の認定基準〔⑤ア〕 個別2級非該当：2級及び3級の認定基準〔④〕
		従来の等級：3級	—	
	支給停止事由消滅不該当		—	

※「障害基礎年金」は、個別の障害がいずれも障害基礎年金の対象である場合、又は障害基礎年金の対象と特別障害給付金の対象の組合せである場合を表す。
※「障害厚生年金」は、個別の障害がいずれも障害厚生年金の対象である場合、障害基礎年金の対象と障害厚生年金の対象の組合せである場合、又は障害厚生年金の対象と障害基礎年金の対象、若しくは特別障害給付金の対象のいずれか若しくはすべての組合せである場合を表す。
※「特別障害給付金」は、個別の障害がいずれも特別障害給付金の対象である場合を表す。
※「併合」欄は、併合認定の結果に係る理由付記文書の「併合認定による判断」において記載する認定基準を表す。
※「個別」欄は、個別障害に係る理由付記文書の「障害認定基準」及び「判断」において記載する認定基準を表す。
※「併合」欄及び「個別」欄の〔　〕内は、それぞれの理由付記文書において記載する判断結果を表す。具体的には、「併合」欄は４（２）イで、「個別」欄は３（４）で示された判断結果を記載することを表している。

理由付記文書見本

●●　●●　様

新規請求（不支給）の例

決定の理由

　同封の「国民年金の支給しない理由のお知らせ（不支給決定通知書）」により通知した決定の理由については、以下のとおりです。

【認定方法】

障害の程度は、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表第１、国民年金・厚生年金保険障害認定基準及び国民年金・厚生年金保険精神の障害に係る等級判定ガイドライン(以下、ガイドラインという。)に基づき、様々な要素を考慮のうえで、総合的に認定することとしています。

【障害認定基準】

　精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされています。

・日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを２級に認定するとされています。

・労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの、及び労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものを３級に認定するとされています。（厚生年金保険の場合）

[1]○○障害の２級に相当するものを一部例示すると、「○○」です。

[2]○○障害の３級に相当するものを一部例示すると、「○○」です。（厚生年金保険の場合）

※ガイドラインによる認定については、別紙を参照してください。

※裏面もご確認ください。

【判断及び判断の根拠となった事項等】

認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められないため、１級及び２級の障害の状態に該当しないと判断しました。
障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

＜主な事項＞
・〇〇〇
・〇〇〇
これらについては、ガイドラインに定める考慮すべき要素〇（別紙参照）に基づき判断すると、表面障害認定基準[1]に該当せず、障害の程度の２級と認められないこと。

・〇〇〇
・〇〇〇
これらについては、ガイドラインに定める考慮すべき要素〇（別紙参照）に基づき判断すると、表面障害認定基準[2]に該当することから、障害の程度の２級と認められないこと。

理由付記文書見本

●●　●●　様

再認定（停止）の例

決定の理由

同封の「国民年金・厚生年金保険　支給額変更通知書」により通知した決定の理由については、以下のとおりです。

【認定方法】

障害の程度は、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表第１、国民年金・厚生年金保険障害認定基準及び国民年金・厚生年金保険精神の障害に係る等級判定ガイドライン（以下、ガイドラインという。）に基づき、様々な要素を考慮のうえで、総合的に認定することとしています。

【障害認定基準】

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされています。
・日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを２級に認定するとされています。
・労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの、及び労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものを３級に認定するとされています。（厚生年金保険の場合）

[1]○○障害の２級に相当するものを一部例示すると、「○○」です。

[2]○○障害の３級に相当するものを一部例示すると、「○○○」です。（厚生年金保険の場合）

※ガイドラインによる認定については、別紙を参照してください。

※裏面もご確認ください。

【判断及び判断の根拠となった事項等】

認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められないため、１級及び２級の障害の状態に該当しないと判断しました。
障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

＜主な事項＞
・○○○
・○○
これらについては、ガイドラインに定める考慮すべき要素○（別紙参照）に基づき判断すると、表面障害認定基準[1]に該当せず、障害の程度の２級と認められないこと。

・○○○
・○○○
これらについては、ガイドラインに定める考慮すべき要素○（別紙参照）に基づき判断すると、表面障害認定基準[2]に該当することから、障害の程度の２級と認められないこと。

理由付記文書見本

●●　●●　様

再認定（降級）の例

決定の理由

同封の「国民年金・厚生年金保険　支給額変更通知書」により通知した決定の理由については、以下のとおりです。

【認定方法】
障害の程度は、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表第１、国民年金・厚生年金保険障害認定基準及び国民年金・厚生年金保険精神の障害に係る等級判定ガイドライン(以下、ガイドラインという。)に基づき、様々な要素を考慮のうえで、総合的に認定することとしています。

【障害認定基準】

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされています。
・日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを１級に認定するとされています。
・日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを２級に認定するとされています。

[1]○○障害の１級に相当するものを一部例示すると、「○○」です。

[2]○○障害の２級に相当するものを一部例示すると、「○○」です。

※ガイドラインによる認定については、別紙を参照してください。

※裏面もご確認ください。

【判断及び判断の根拠となった事項等】

認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとは認められないため、１級の障害の状態に該当しないと判断しました。
障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

＜主な事項＞
・○○
・○○
これらについては、ガイドラインに定める考慮すべき要素○（別紙参照）に基づき判断すると、表面障害認定基準[1]に該当せず、障害の程度の１級と認められないこと。

・○○
・○○
これらについては、ガイドラインに定める考慮すべき要素○（別紙参照）に基づき判断すると、表面障害認定基準[2]に該当することから、障害の程度の１級と認められないこと。

理由付記文書見本

●●　●●　様

額改定請求（不該当）の例

決定の理由

同封の「国民年金の年金額を変更しない理由のお知らせ（年金額変更不該当通知書）」により通知した決定の理由については、以下のとおりです。

【認定方法】

障害の程度は、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表第１、国民年金・厚生年金保険障害認定基準及び国民年金・厚生年金保険精神の障害に係る等級判定ガイドライン(以下、ガイドラインという。)に基づき、様々な要素を考慮のうえで、総合的に認定することとしています。

【障害認定基準】

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされています。

・日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを１級に認定するとされています。

・日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを２級に認定するとされています。

[1]○○障害の１級に相当するものを一部例示すると、「○○○」です。

[2]○○障害の２級に相当するものを一部例示すると、「○○」です。

※ガイドラインによる認定については、別紙を参照してください。

※裏面もご確認ください。

【判断及び判断の根拠となった事項等】

認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとは認められないため、１級の障害の状態に該当しないと判断しました。
障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

＜主な事項＞
・〇〇
・〇〇
これらについては、ガイドラインに定める考慮すべき要素〇（別紙参照）に基づき判断すると、表面障害認定基準[1]に該当せず、障害の程度の１級と認められないこと。

・〇〇
・〇〇
これらについては、ガイドラインに定める考慮すべき要素〇（別紙参照）に基づき判断すると、表面障害認定基準[2]に該当することから、障害の程度の１級と認められないこと。

理由付記文書見本

●●　●●　様

支給停止事由消滅（不該当）の例

決定の理由

同封の「国民年金の支給停止を解除しない理由のお知らせ（支給停止事由消滅不該当通知書）」により通知した決定の理由については、以下のとおりです。

【認定方法】
障害の程度は、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表第１、国民年金・厚生年金保険障害認定基準及び国民年金・厚生年金保険精神の障害に係る等級判定ガイドライン(以下、ガイドラインという。)に基づき、様々な要素を考慮のうえで、総合的に認定することとしています。

【障害認定基準】

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされています。
・日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを２級に認定するとされています。
・労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの、及び労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものを３級に認定するとされています。（厚生年金保険の場合）

[1]○○障害の２級に相当するものを一部例示すると、「○○」です。

[2]○○障害の３級に相当するものを一部例示すると、「○○」です。（厚生年金保険の場合）

※ガイドラインによる認定については、別紙を参照してください。

※裏面もご確認ください。

【判断及び判断の根拠となった事項等】

認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められないため、１級及び２級の障害の状態に該当しないと判断しました。
障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

＜主な事項＞
・○○
・○○
これらについては、ガイドラインに定める考慮すべき要素○（別紙参照）に基づき判断すると、表面障害認定基準[1]に該当せず、障害の程度の２級と認められないこと。

・○○○
・○○
これらについては、ガイドラインに定める考慮すべき要素○（別紙参照）に基づき判断すると、表面障害認定基準[2]に該当することから、障害の程度の２級と認められないこと。

【別添３】

お客様向けＱ＆Ａ

Ｑ１　今回、不利益処分の通知書に添付する理由を記載した文書（以下「理由付記文書」という。）を改正した理由は何ですか。

Ａ１　令和７年６月11日に厚生労働省年金局から公表された「令和６年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」において、

○　理由記載事務連絡を改正し、理由付記文書について、申請者にとって、よりわかりやすい記載となるよう、ルールを整備し、改正後の事務連絡に基づいた理由付記を徹底する。

とされたことを踏まえ、この度、厚生労働省年金局から理由付記の改正通知が発出されたことから、取扱いを改めるものです。

Ｑ２　改正された点はどのような内容ですか。

Ａ２　今回の改正では、認定に必要な書類の記載内容のうち、障害等級の判断要素となるものについて、どの障害等級に該当するか明らかにすることにより、請求者に判断理由がより明確に伝わるように、より丁寧に記載することとされました。

Ｑ３　理由付記文書の改正に当たり、判断の基準は変わりますか。

Ａ３　今回は、理由付記文書の作成方法の改正であり、障害等級の判断基準が変更されたものではありません。

Ｑ４　いつの審査から取扱いが改正されますか。

Ａ４　令和７年８月29日以降に認定が行われるものについて、改正後の通知に基づいた理由付記文書が作成されます。

Ｑ５　障害基礎年金の請求の場合でも、【障害認定基準】欄に３級の基準が記載されるのは、どのような理由によるものですか。

Ａ５　今回の改正の趣旨は、より丁寧にお客様に判断理由を伝えることです。

判断の基になる障害認定基準には、障害年金の種類（障害基礎年金、障害厚生年金）にかかわらず、障害等級それぞれに該当する障害の状態が規定されています。このため、障害基礎年金の請求の場合であっても、障害認定基準の３級の規定を記載することになりました。

ただし、障害基礎年金等の請求の場合は、【障害認定基準】欄の３級の規定の末尾に「（厚生年金保険の場合）」と明記することで、障害基礎年金の規定ではないことを明らかにします。